

平成15年(ハ)第2292号 損害賠償請求事件

原 告 M r k o n o

被 告 東 京 都

答 弁 書

平成15年4月18日

東京簡易裁判所民事第2室2A係 御中

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都総務局法務部訟務室（送達場所）

電 話 (03) 5388-2496 (直通)

FAX (03) 5388-1262

被告指定代理人	野	上	三	恵
同	井	上	浩	二
同	清	水	和	俊
同	中	島	利	通

第1 本案前の答弁

1 請求の趣旨に対する答弁

原告の訴えを却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

2 却下を求める理由

- (1) 平成5年9月23日午前1時32分ころ、東京都江戸川区東葛西五丁目6番先交差点において、停止中の原告運転のタクシーに自家用普通乗用自動車が追突し、同車が逃走した交通事故事件（以下「本件交通事故事件」という。）が発生した。
- (2) 本訴は、警視庁葛西警察署長（以下「葛西署長」という。）が、本件交通事故事件の処理を不満とする原告の平成5年11月8日付内容証明郵便（以下「本件内容証明郵便」という。）を受領しなかったことが請願権の侵害であり、不法行為にあたるとして、被告に損害賠償を求めているものである。
- (3) ところで、原告は、平成9年2月12日、本件交通事故事件の捜査に従事した警視庁葛西警察署（以下「葛西署」という。）の警察官が、刑事案件としての送致を遅延したとか、本件交通事故事件に係る交通事故証明書の発給を遅延させたとか、葛西署長が本件内容証明郵便を違法に受領拒否したことと主張して、被告に慰謝料金1000万円の支払いを求める損害賠償請求訴訟（平成9年(ワ)第2543号、以下「前訴」という。）を東京地方裁判所に提起し、同裁判所は、同年10月15日、「刑事案件送致の遅延ないし郵便の受領拒否行為が原告に対する関係で権利侵害行為にあたるとすることができないことは明らかであるから、その余の点について検討するまでもなく、原告の右主張は失当である。」、「交通事故証明書の発給が原告主張の損害との関係で遅延にあたるものといえないことは多言を要しないから、原告の右主張も失当である。」と判示して、原告の請求を棄却し、この判決は、同年1

1月6日の経過により確定している。(乙第1号証、同第2号証及び同第3号証)。

(4) 本訴における原告の主張は、前訴の口頭弁論終結時までに存した攻撃防御方法のひとつであったことは明らかであるし、しかも、前訴における攻撃防御方法の存否については、原告の知・不知、それを提出しなかったことについての過失の有無等は考慮されるべきものではないと解されるから、本訴については、前訴の確定判決の既判力が及ぶものといえる。

したがって、被告は、原告の訴えの却下を求めるものである。

第2 本案の答弁

1 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当ではないが、仮にその宣言をなされる場合においては、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

2 請求の原因に対する答弁

(1) 請求の原因1について

原告がタクシー業を営む株式会社代々木自動車の乗務員であること、平成5年9月23日未明(正確には、同日午前1時32分ころ)、原告及び原告運転のタクシーに乗車していた客1名を被害者とする所謂ひき逃げ事件(不申告事故)が発生したこと、警視庁葛西警察署が原告の内容証明郵便を受領しなかったことは認める。

その余は否認する。

主張は争う。

(2) 同2について

請願法5条が受理義務と誠実な処理を定めていることは認める。

その余は知らないし否認する。

主張は争う。

(3) 同3ないし5について

争う。

3 被告の主張

(1) 事実の経緯

ア 葛西署交通課交通捜査係出口恭助巡査部長（以下「出口巡査部長」という。）は、平成5年9月23日午前1時32分ころ、東京都江戸川区東葛西五丁目6番先交差点において、停止中の原告運転のタクシーに自家用普通乗用自動車が追突し、同車が逃走した本件交通事故事件を認知し、追跡捜査を行ったところ、同年10月5日、被疑者を道路交通法違反で検挙した。

イ 同年10月7日、出口巡査部長は、葛西署において、本件交通事故事件の被害者である原告に事情聴取したところ、原告が、事故後1週間ほど気分が悪かったが、今は普段と変わらないこと、病院で診察を受けたのは事故当日の1日だけで、以後、通院していないことなどを申し立てた。

出口巡査部長は、本件交通事故事件を業務上過失傷害被疑事件として送致するには、原告の傷害の程度等を認定する全治あるいは治癒見込みの期間が記載された診断書が必要であることから、原告に対し、後日診断書を提出するように依頼し、もし、診断書を提出する意思がない場合は、本件交通事故事件を道路交通法違反（報告義務違反）被疑事件として送致することになる旨を説明した。

ウ 同年10月25日、出口巡査部長は、原告から、症状が悪化したため、同月16日から自宅近くの田中病院に通院している旨の連絡を受けたことから、同年11月2日、再度、葛西署において事情聴取を行った。

原告は、出口巡査部長に対し、事故後、背筋付近が重い感じがしていたが、それ程痛みもなく大丈夫だと思い通院していなかったこと、数日経つても重い感じがとれず、仕事中、時々、左側の耳が聞こえにくくなつたので通院し始めたこと、現在は、週に3、4回通院し、マイクロウェーブ、湿布、投薬等の治療を受けていることなどを申し立てた。そこで、出口巡査部長は、原告に対し、後日、全治あるいは治癒見込みの期間が記載されている診断書を提出するよう依頼した。

その後、しばらく経っても原告から診断書が提出されないため、出口巡査部長が診断書を提出するよう何度も原告に連絡した。

エ 出口巡査部長は、前記のような事情聴取や連絡の過程において、原告が、交通事故証明書が発給されないと、関係者の調書が揃っているのに人身事故で送検しないとか、葛西署長宛に抗議の手紙を出すなどと何度も申し立てたため、その都度、原告に対し、人身事故の交通事故証明書を発給するためには、全治あるいは治癒見込みの期間が記載されている診断書が必要であること、同診断書の提出がなければ、本件交通事故事件を人身事故として送致できないこと、本件交通事故事件の送検と交通事故証明書の発給の遅延に関して、葛西署に手紙を出す必要はないことを伝えた。

なお、しばらくして、原告から葛西署長宛に本件内容証明郵便が配達されたが、出口巡査部長は、原告に対し、前記本件交通事故事件に関する原告の不満に何度も答えており、このことで葛西署に手紙を出す必要はないことを伝えていたことから、同年11月9日、上司の判断を得た上で原告に本件内容証明郵便を返送した。

オ 同年12月14日、原告から、松田病院作成の診断書のコピー2通（このうち1通は、原告運転のタクシーの乗客のもの）及び田中病院作成の診断書コピー1通が郵送されたが、いずれの診断書にも、全治あるいは治癒見込みの期間が記載されていなかったことから、出口巡査部長は、原

告が転院し、現在通院しているとみられた田中病院に架電し、原告の現在の症状、治療状況等を調査したところ、頸背部捻挫等で治療を行っているが、症状は良くなっている旨の回答を得たため、同日、同病院に対し、傷病名、治療状況、完治あるいは治癒見込み等に関する照会書を送付した。

カ 出口巡査部長は、前記調査の結果、原告の症状が固定したものとは認められなかつたが、原告の症状、治療状況などから、医師による診断書がなくとも「全治あるいは治癒見込みの期間」が推し計れる程度に原告の傷害の状況などが確認できたため、同年12月15日、自動車安全運転センター東京都事務所に交通事故証明書の発給に必要な書類を送付した。

また、12月末に田中病院から前記照会の回答書が送付されたが、「全治あるいは治癒見込みの期間」が未定と記載されていたため、出口巡査部長は、翌平成6年1月12日、同病院に架電し、原告の症状、治療状況等につき確認し、その結果、症状が固定したものと判断されたことから、同月21日、本件交通事故事件を業務上過失傷害及び道路交通法違反被疑事件として書類送致した。

なお、原告は、本件交通事故事件の被疑者を平成5年12月6日付けで東京地方検察庁検察官に告訴した（乙第6号証）。

キ その後、前記第1の2の(3)で述べたとおり、原告は、平成9年2月12日、東京地方裁判所に前訴を提起し、同年10月15日、東京地方裁判所は、原告の請求を棄却した。

(2) 原告の主張に対する反論

ア 原告は、前訴において、「葛西警察署長は、穏やかな意味での告訴の意思表示ともいえる内容証明郵便を受取拒絶した。」（乙第4号証）とか、「原告の署長宛内容証明郵便の内容に「犯罪による被害」と「処罰を求める意思表示」は包括されている。」（乙第5号証）とか、「この内容証明郵便を受取拒絶するという葛西警察署長の不行為が「もっぱら公法上のもの」だ

と称される告訴・告発権の侵害行為である。」(本訴の訴状)などと主張している。

イ このことからして、原告が、平成5年11月当時、葛西署長に対し、請願の意思で本件内容証明郵便を送付したものとは到底認められず、また、本件内容証明郵便は、請願と受け取れる記載がなく、請願の文書にあたらないことは明らかである。

ウ したがって、原告の主張が失当であることは明白である。

(3) 消滅時効の主張（補足抗弁）

原告の請求は、平成5年当時、警視庁警察官から原告の権利を侵害する違法行為を受け、診断書発行料相当額の財産的損害に加え精神的損害を被ったとするものであり、その主張内容から不法行為による損害及び加害者を知った時から現在まで3年を経過していることは明らかである。

被告は、本訴訟において、上記消滅時効を援用する意思表示をする。

4 結語

以上のとおり、原告の請求には理由がないことは明らかであるから、本訴は速やかに棄却されるべきである。

附 屬 書 類

代 理 人 指 定 書 1通

乙 号 証 各1通